



2020年11月13日

各 位

会 社 名 株式会社アゴーラ・ホスピタリティー・グループ
代表者名 代表取締役社長 クォック・ゲイリー・ヤン・クエン
(コード：9704、東証第1部)
問合せ先 財務経理部 部長 石井 伸幸
(TEL. 03-3436-1860)

営業外収益および営業外費用ならびに特別利益および特別損失の計上に関するお知らせ

当社は、2020年12月期第3四半期累計期間（2020年1月1日～2020年9月30日）において、営業外収益および営業外費用ならびに特別利益および特別損失を計上いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 営業外収益（持分法による投資利益）および営業外費用（為替差損）の計上

営業外収益として、オーストラリアにおける分譲住宅用土地を販売する持分法適用会社の投資利益として100百万円を計上することといたしました。

また、為替相場の変動により、2020年12月期第3四半期連結累計期間（2020年1月1日～2020年9月30日）において、14百万円の為替差損を営業外費用に計上いたしました。これは、主として当社保有の豪ドル建等の一部外貨建資産に対する為替相場が前期末に対し円高に推移したことにより発生した為替差損であり、今後の為替相場の状況によりこの額は変動いたします。

2. 特別利益（固定資産売却益）および特別損失（新型コロナウイルス感染症による損失）の計上

2020年6月29日付「連結子会社における信託受益権譲渡に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、連結子会社における信託受益権譲渡に伴い、特別利益として固定資産売却益525百万円を計上いたしました。その他、新型コロナウイルス感染症流行の拡大により、政府からの緊急事態宣言の発出や自治体からの休業要請を受け、一部の施設においては、営業を休止いたしました。このため、主に営業を休止した施設において生じた固定費（人件費・地代家賃など）333百万円を新型コロナウイルス感染症による損失として特別損失に計上しております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金として、受給が確実と見込まれる金額を合理的に算出し、控除しております。また、政府・自治体からの助成金等につきましても控除しております。

3. 業績に与える影響

上記の営業外収益、営業外費用ならびに特別利益、特別損失につきましては、本日公表の「2020年12月期第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に反映しております。

以 上